

令和2年5月1日(金)

## スクールソーシャルワーカー（福祉専門家）からのご案内

とくべつていがくきゅうふぎん

### 特別定額給付金（仮称）

申請開始時期が発表されますので、各市町村のホームページでチェックしましょう。  
基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記載されているすべての方（外国人含む）を対象に一人につき10万円給付されます。

申請期限は申請開始時から3ヶ月以内となります。

ちなみに松戸市の場合は、早期支給実施しています。

収入の減少などにより、生活に困っている世帯のための先行申請です。

詳細は、松戸市役所のホームページをご覧ください。

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko\\_fukushi/kansenshou/teigaku\\_senkou.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/teigaku_senkou.html)

じゅうきょかくほきゅうふぎん

### 住居確保給付金

離職等の理由で就職活動中の方に家賃相当額を支給します。

<https://www.jpm.jp/topics/378>

きんきゅうこぐちしきん

### 緊急小口資金（特別貸し付け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して生活費などの貸し付けを行っています。

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>

★現在、窓口が大変混み合っている状態です。窓口に出向かれてもすぐに申請ができないようです。そのため郵送申請も開始されているそうなので、必ず各市町村の社会福祉協議会に電話連絡後、手続きを進めて下さい。

★各市町村に生活困窮者自立支援制度の窓口が設置されています。

ご自分がどの制度を使えるのかご相談できます。

松戸南高等学校スクールソーシャルワーカー 山田